

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月4日 提出

京田辺市長 上 村 崇

記

京田辺市高船里における物損事故に係る損害賠償の額の決定

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月1日

京田辺市長 上 村 崇

記

市は、令和6年6月5日に発生した京田辺市高船里における物損事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

58,267円

2 損害賠償の相手方

市内所在団体

3 事故の概要

令和6年6月5日午後4時頃、移動図書館車を駐車する際、相手方が管理する倉庫に接触し、倉庫の一部に損害を与えたもの。